

埼玉県報

第 2 5 0 9 号 平成25年7月16日 火 曜 日

目 次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(南西部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(東部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(共助社会づくり課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 葛西·羽生領島中領土地改良区連合の定款変更認可(農村整備課)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の日時及び場所(選挙管理委員会)
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所(選挙管理委員会)
- 参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限(選挙管理委員会)
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の参観人員の制限(選挙管理委員会)
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人のくじの日時及び場所(選挙管理委員会)

埼玉県告示第千十九号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す

://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。 方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステー 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センター 及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の 申請書を受理した日から二月間、 変更の日 にお の属する事業年度 ション (http ١J て備え置く

平成二十五年七月十六日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十五年七月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ラベンダー

三 代表者の氏名

松本 三千子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡一丁目八番十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、 主に精神障がい 者の地域生活を支援し、 住民福祉の向上に寄与す

ることを目的とする。

埼玉県告示第千二十号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとお 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れ たので、 同条第五項におい て準用する同法第十条第二項 の規定により公告す りり申請 語書が提 ょ ıΣ

法並びにインター 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センター /www.saitamaken-npo.net/) び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 お、 当該申請 ネットを利用する方法 (埼玉県NP に係る変更後の定款並 $\overline{}$ により縦覧に供する。 びに当該定款 申請書 0 の を受理 変更の 情報ステー に U 日 おい た 日 の属 ション (http:/ て備え から二月間、 す る事業年 置く方

平成二十五年七月十六日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月八日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人藤の森福祉令

三 代表者の氏名

清水明

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市中央七丁目十番地二十一日

五 定款に記載された目的

に うに啓蒙活動を行ない 神障害者 によって失わ うに普及啓発を行 よっ :障害者 変更後)この法人は、 変更前)この法人は、 て 失わ ^ への正しい理解の為に地域との交流を図り、 の 正 れた生活技能を回復できるようにプログ れた生活技能を回復できるようにプログ し L١ 理解の為に地域との交流を図り、 L١ 精神障害者の社会復帰促進に寄与することを目的とする 精神障害者の社会復帰促進に寄与することを目的とする。 精神障 精神障害者の心のよりどころとなる場をつく 害者 の 心 のよりどころとなる場をつく ラムを提供する。 ラムを提供する。 社会的不利益を受けな 社会的不利益を受けな また、 ij ま ij た、 障 障 い

埼玉県告示第千二十一号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す より、

法並びにインターネットを利用する方法 (埼玉県NPO情報ステーション (http:/ 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センター 及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 /www.saitamaken-npo.net/)) なお、 当該申請 に係る変更後の定款並びに当該定款の により縦覧に供する。 申請書 『を受理』 変更の日 におい した日 の属す て備え置く方 から二月間、 る事業年度

平成二十五年七月十六日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十五年七月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本カウンセリング文化普及協会

三 代表者の氏名

上野浩二

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市中青木三丁目二十一番十四号内田レジデンス百三号

五 定款に記載された目的

要とする「 般に普及・啓発することを目的とする。 ス」を考え、 この法人は、 心 学 び、 の知識・接し方・セルフケア」 広く一般市民に対して、 協力し合える場を提供する。 日常 レベ などのカウンセリング文化を広く一 ル 専門家だけで で の \neg 心 の はなく、 健康問題 誰もが必 スト

埼玉県告示第千二十二号

出 公告し、 の概要等について、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により

平成二十五年七月十六日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

松本ビル

埼玉県南埼玉郡宮代町本田五丁目五番十九

口 変更の概要

大規模小売店舗に おい て小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ライフコー ポ レーショ ン 代表取締役 岩崎高治

東京都中央区日本橋本町二丁目六番三号

変更後)株式会社ヤスノー代表取締役(安野弘司

東京都板橋区高島平六丁目六番六号

八 変更年月日

平成二十五年七月三日

二 届出年月日

平成二十五年七月五日

二 縦覧期間

平成二十五年七月十六日から平成二十五年十一月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の 規定によ ij 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年七月十六日から平成二十五年十一月十八日まで

口 意見書提出先

埼玉県告示第千二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 次

の土地改良区連合の定款の変更を平成二十五年七月八日認可した。

平成二十五年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

葛西・羽生領島中領土地改良区連合

二 事務所の所在地

幸手市

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 0 開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一許可番号

平成二十五年六月二十八日

指令越建セ第二四〇〇一八四号

一 検査済証番号

平成二十五年七月十日

越建セ第一六六―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面前七百五 十八番八 (第三工区)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 0 開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一許可番号

平成二十五年六月二十八日

指令越建セ第二四〇〇一八四号

一 検査済証番号

平成二十五年七月十日

越建セ第一六七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面前七 百五 十八番九 (第四 工区)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 0 開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一許可番号

平成二十五年六月二十八日

指令越建セ第二四〇〇一八四号

一 検査済証番号

平成二十五年七月十日

越建セ第一六八―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡 杉戸町大字下高野字熊之面前七 百五 十八番十 (第五工区)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 0 開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一許可番号

平成二十五年六月二十八日

指令越建セ第二四〇〇一八四号

一 検査済証番号

平成二十五年七月十日

越建セ第一六九―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面前七 百五 十八番十 (第六工区)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 0 開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一許可番号

平成二十五年六月二十八日

指令越建セ第二四〇〇一八四号

一 検査済証番号

平成二十五年七月十日

越建セ第一七〇―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面前七 百五 十八番十二 (第七工区)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 0 開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一許可番号

平成二十五年六月二十八日

指令越建セ第二四〇〇一八四号

一 検査済証番号

平成二十五年七月十日

越建セ第一七一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面前七 百五 十八番十三 (第八工区)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 0 開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一許可番号

平成二十五年六月二十八日

指令越建セ第二四〇〇一八四号

一 検査済証番号

平成二十五年七月十日

越建セ第一七二―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面前七百五 十八番十 匹 (第九工区)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 0 開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一許可番号

平成二十五年六月二十八日

指令越建セ第二四〇〇一八四号

一 検査済証番号

平成二十五年七月十日

越建セ第一七三―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面前七 百五 十八番十五 (第十工区)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

埼玉県選管告示第七十七号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の日

時及び場所は、次のとおりである。

平成二十五年七月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

日時 平成二十五年七月二十三日 午後一時三十分

二 場所 埼玉県県民健康センター大会議室 C

埼玉県選管告示第七十八号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会

の日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十五年七月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十五年七月二十三日 午後一時三十分

二 場所 埼玉県県民健康センター大会議室 C

観人員を十人に制限する。 平成二十五年七月二十一日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の参埼玉県参埼選告示第二号

平成二十五年七月十六日

参議院埼玉県選出議員選挙選挙長 滝 瀬 副 次

埼玉県参比選告示第一号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における埼玉県選

挙分会の参観人員を十人に制限する。

平成二十五年七月十六日

参議院比例代表選出議員選挙埼玉県選挙分会長 石 田 昌 彰

埼玉県参比選告示第二号

第七十六条の規定により行うべきくじの日時及び場所は、次のとおりである。 挙分会の選挙立会人となるべき者につき、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における埼玉県選 平成二十五年七月十六日

参議院比例代表選出議員選挙埼玉県選挙分会長 石 田 昌 彰

平成二十五年七月十九日 午前十時三十分

場 所 埼玉県選挙管理委員会室